

総社市児童年金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第8号

総社市児童年金条例施行規則の一部を改正する規則

総社市児童年金条例施行規則（平成17年総社市規則第68号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(認定の申請) 第2条 略 2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、本市の公簿において受給資格に係る事項を確認できる場合は、当該書類の添付を省略することができる。 (1)及び(2) 略 (3) 資格該当児童が15歳に達した日の属する学年の末日以後引き続き中学校、<u>義務教育学校</u>又は特別支援学校の中学部に在学するときは、<u>在学証明書</u> (4) 略</p>	<p>(認定の申請) 第2条 略 2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、本市の公簿において受給資格に係る事項を確認できる場合は、当該書類の添付を省略することができる。 (1)及び(2) 略 (3) 資格該当児童が15歳に達した日の属する学年の末日以後引き続き中学校又は特別支援学校の中学部に在学するときは、<u>在学証明書</u> (4) 略</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する